

議案書

# 第118回 徳島市都市計画審議会

日 時 令和5年12月27日（水）午後2時～

場 所 徳島市役所 南館4階 第二委員会室

### **議第249号**

徳島東部都市計画地区計画 国府町観音寺地区地区計画の決定について（徳島市決定）	1
--	---

### **議第250号**

徳島市立地適正化計画に関する施策の実施の状況についての調査、 分析及び評価について	7
--	---

### **議第251号**

徳島市立地適正化計画の改定について	13
-------------------	----

### **その他**

・ 徳島市都市計画審議会条例	15
・ 徳島市都市計画審議会運営要綱	18
・ 徳島市都市計画審議会公開細則	20
・ 徳島市都市計画審議会委員名簿	22

**議第249号**

徳島東部都市計画地区計画

国府町観音寺地区地区計画の決定について（徳島市決定）

徳島東部都市計画地区計画 国府町観音寺地区地区計画を  
次のように決定する。

(案)

徳島東部都市計画地区計画の決定（徳島市決定）

都市計画国府町観音寺地区地区計画を次のように決定する。

名称	国府町観音寺地区地区計画	
位置	徳島市国府町観音寺字屋敷、矢三田、式反田及び西泓の各一部	
面積	約2.6ha	
地区計画の目標	<p>計画地区は、本市中心部から西へ約8kmに位置し、北側は国道192号、東側は国道192号徳島南環状道路に挟まれた市街化調整区域である。地区周辺には既存住宅地が隣接し、その背後には農用地が広がっている。また、吉野川の氾濫による洪水浸水が想定されているほか、大雨時の雨水排水に懸念をかかえている。一方、当地区に接する国道192号徳島南環状道路の東側は市街化区域であり、幹線道路沿線の立地条件を生かして、商業施設、住宅地等が広がっている。</p> <p>徳島市都市計画マスタープランでは、外環状道路沿線を「郊外まちづくり調整ゾーン」と位置づけ、災害リスクや周辺の農業・自然環境の保全の観点から踏まえ、計画的で秩序ある土地利用を図るとしている。</p> <p>このことから、周辺の農用地や住宅地等との調和を保ちつつ、浸水対策を考慮した安全・安心な土地利用を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	地区周辺の既存住宅地や、隣接する市街化区域との連続性に配慮した建築物等を誘導する。
	地区施設の整備の方針	既存市道の拡幅及び新設道路の整備により、周辺交通に配慮するとともに、災害発生時の円滑な避難を促す避難路として位置づける。また、道路内に浸水対策を考慮した排水路を設ける。 地区及びその周辺の環境を保全するため、緑地を整備する。
	建築物等の整備の方針	以下の方針を定める。 1. 建築物の用途の制限及び容積率及び建蔽率の最高限度 2. 建築物の敷地面積の最低限度 3. 建築物の高さの最高限度 4. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

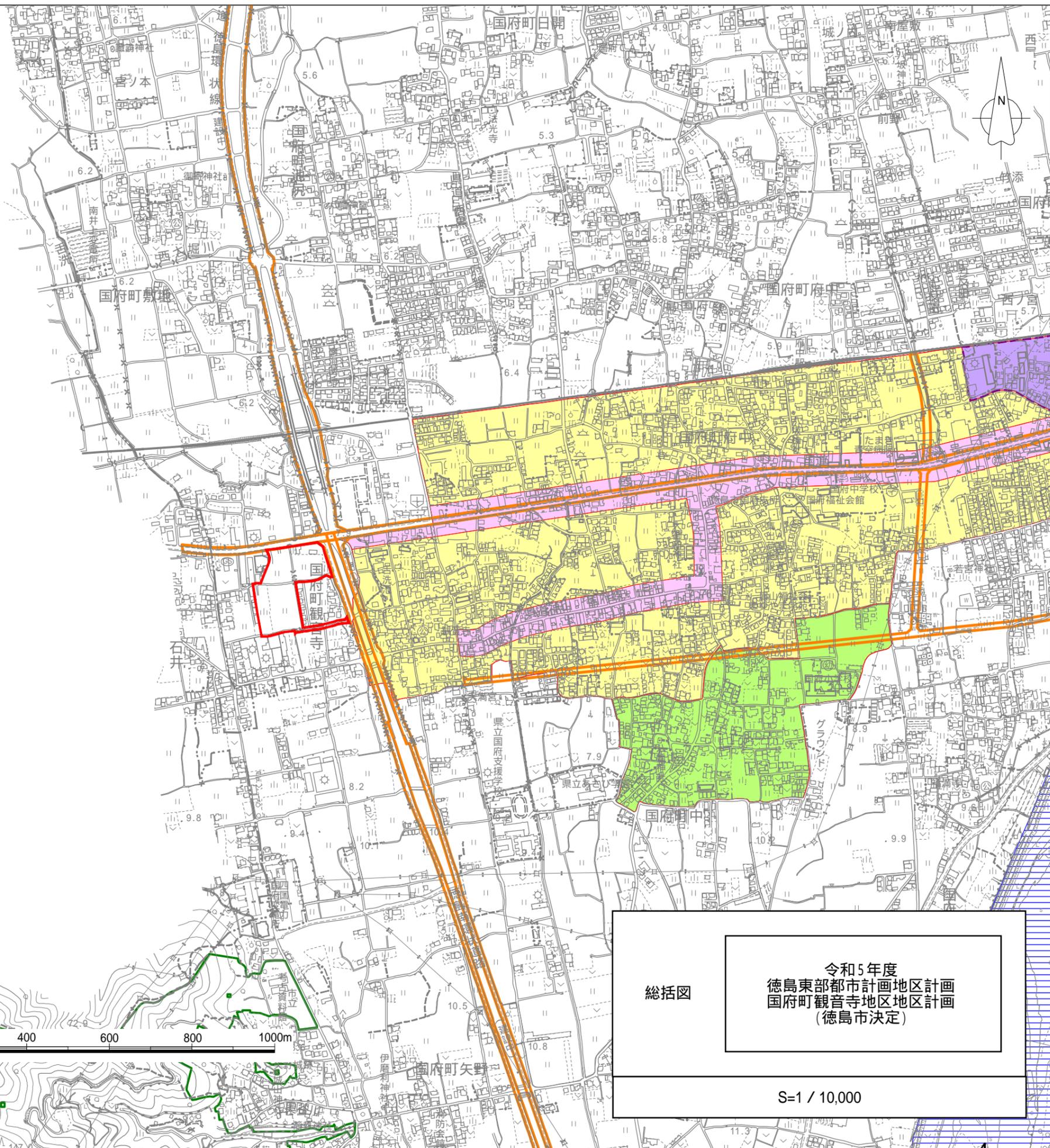
## (案)

地区 整備 計画	地区施設 の配置 及び 規模	種類	名称	幅員・延長・面積	備考	
		道路	地区施設道路1号	幅員 7～14m 延長 約210m	既存市道拡幅、排水路、 避難路	
			地区施設道路2号	幅員 4～15m 延長 約190m	既存市道拡幅、排水路	
			地区施設道路3号	幅員 7m 延長 約190m	新設道路	
		緑地	地区施設緑地1号	面積 約510㎡		
			地区施設緑地2号	面積 約150㎡		
			地区施設緑地3号	面積 約160㎡		
			地区施設緑地4号	面積 約160㎡		
	建築物等 に 関 する 事 項	建築物の 用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ・建築基準法別表第2（ほ）項に掲げる建築物 ・共同住宅、事務所			
		建築物の 容積率の 最高限度	10分の20 ただし、建築基準法別表第2（か）項に掲げる用途に供する建築物は10分の5とする。			
建築物の 建蔽率の 最高限度		10分の6 ただし、建築基準法別表第2（か）項に掲げる用途に供する建築物は10分の5とする。				
建築物の 敷地面積の 最低限度		1,000㎡ ただし、住宅（兼用住宅を含む）は165㎡とする。				
建築物の 高さの 最高限度		20m ただし、地域の避難施設となるものは、この限りでない。				
建築物等の 形態又は色彩 その他の意匠 の制限		建築物の屋根、外壁及び屋外広告物の意匠・形態は、周辺の景観に配慮したものとし、色彩は、親しみやすく落ち着いた色調とする。				

「区域は計画図表示のとおり」

## 理由

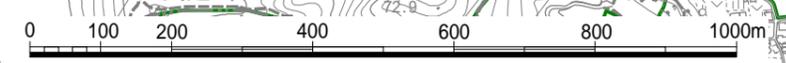
周辺農用地や住宅地等との調和を保ち、浸水対策を考慮した土地利用を図るため、地区計画を決定する。



凡例



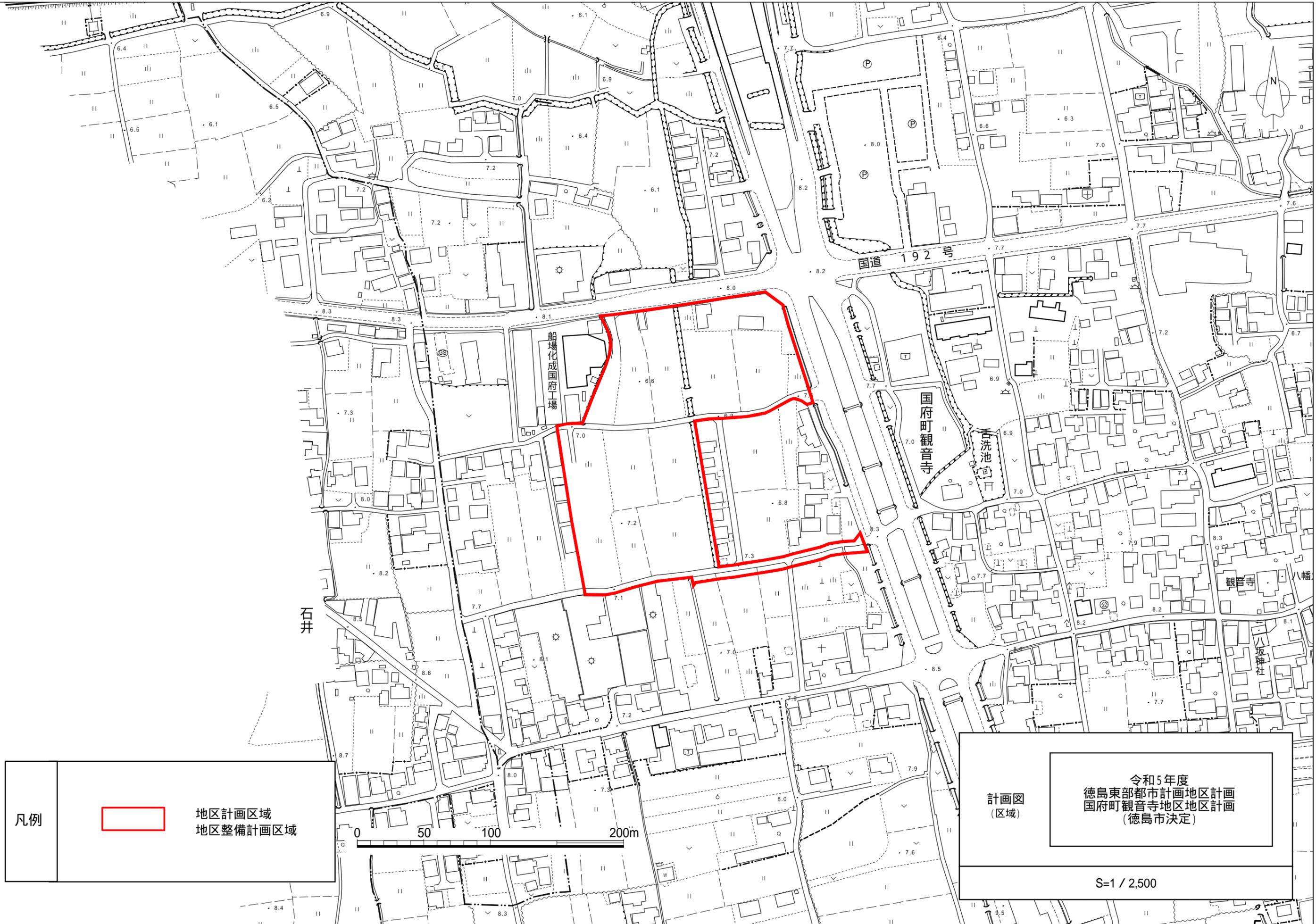
地区計画区域



総括図

令和5年度  
徳島東部都市計画地区計画  
国府町観音寺地区地区計画  
(徳島市決定)

S=1 / 10,000



凡例

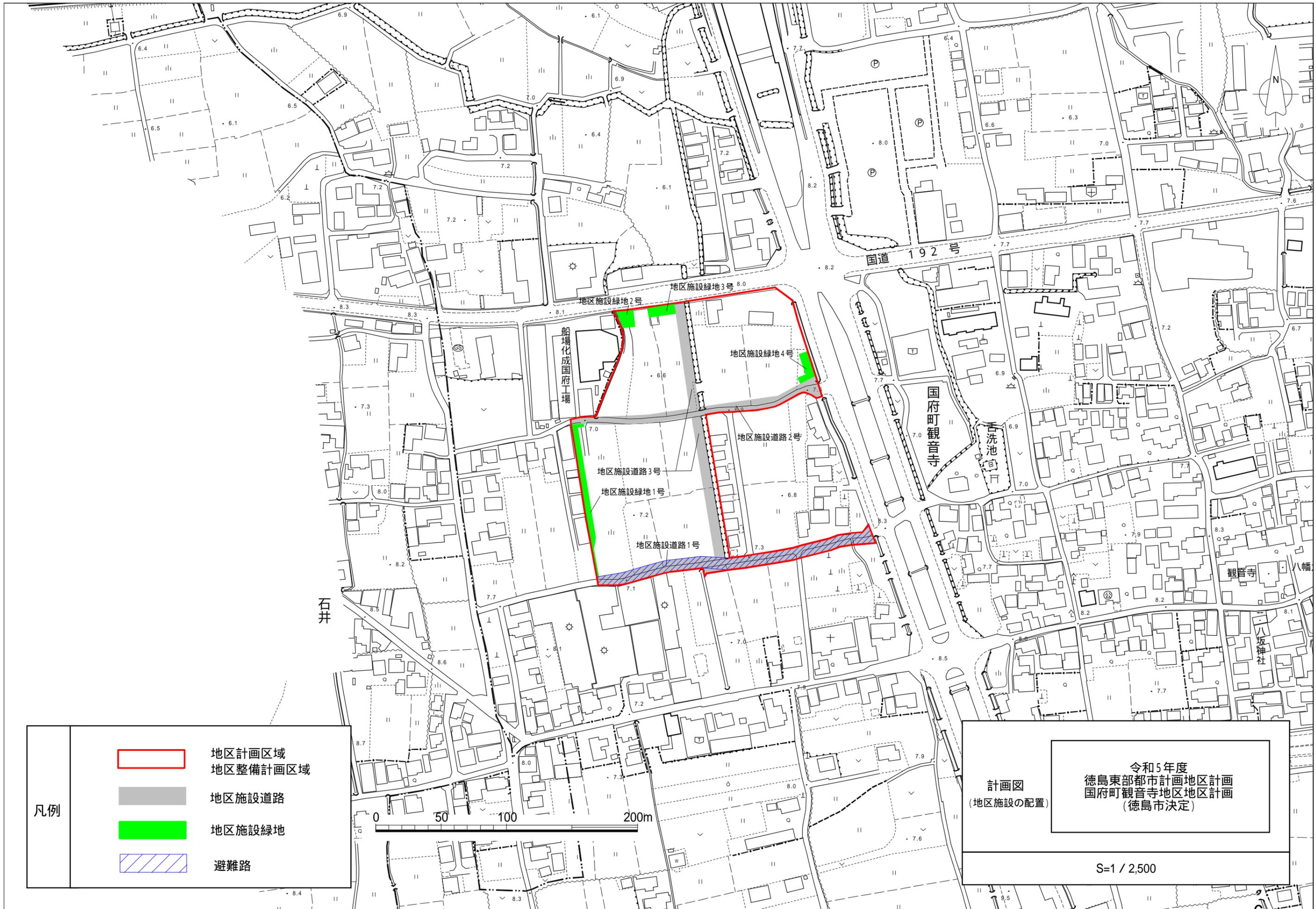


地区計画区域  
地区整備計画区域

計画図  
(区域)

令和5年度  
徳島東部都市計画地区計画  
国府町観音寺地区地区計画  
(徳島市決定)

S=1 / 2,500



凡例		地区計画区域 地区整備計画区域
		地区施設道路
		地区施設緑地
		避難路

計画図  
(地区施設の配置)

令和5年度  
徳島東部都市計画地区計画  
国府町観音寺地区地区計画  
(徳島市決定)

S=1 / 2,500

**議第250号**

徳島市立地適正化計画に関する施策の実施の状況についての調査、分析  
及び評価について

徳島市立地適正化計画に関する施策の実施の状況についての調査、分析  
及び評価の結果を次のとおり報告する。

# 徳島市立地適正化計画に関する 施策の実施の状況についての調査、分析及び評価について

## 都市再生特別措置法第 84 条

**第 1 項** 市町村は、立地適正化計画を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該立地適正化計画の区域における住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものとする。

**第 2 項** 市町村は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を市町村都市計画審議会に報告しなければならない。

**第 3 項** 市町村都市計画審議会は、必要に応じ、市町村に対し、立地適正化計画の進捗状況について報告を求めることができる。

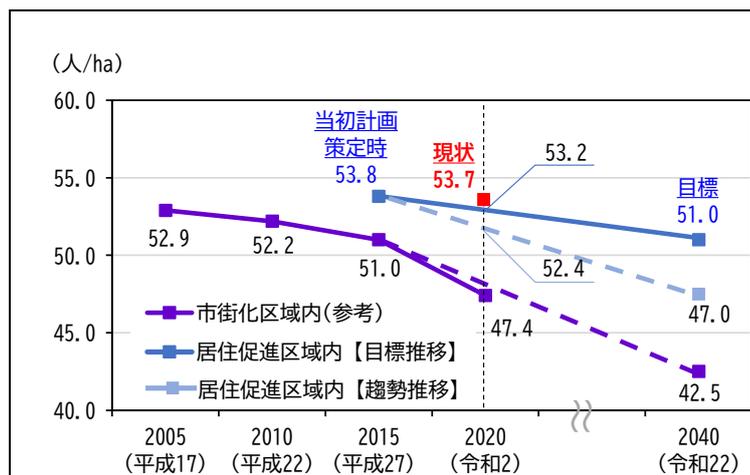
**第 4 項** 市町村都市計画審議会は、第二項又は前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、市町村に対し、意見を述べるすることができる。

徳島市立地適正化計画では、施策の有効性を評価するための指標及びその目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果についても目標値を設定しています。

施策の実施の状況についての調査、分析及び評価の結果を、次のとおり報告します。

### (1) 居住及び公共交通に関する評価指標

居住に関する評価指標	当初計画策定時 (2015 年)	現状 (2020 年)	目標 (2040 年)
居住促進区域内の人口密度	53.8 人/ha	53.7 人/ha	51.0 人/ha



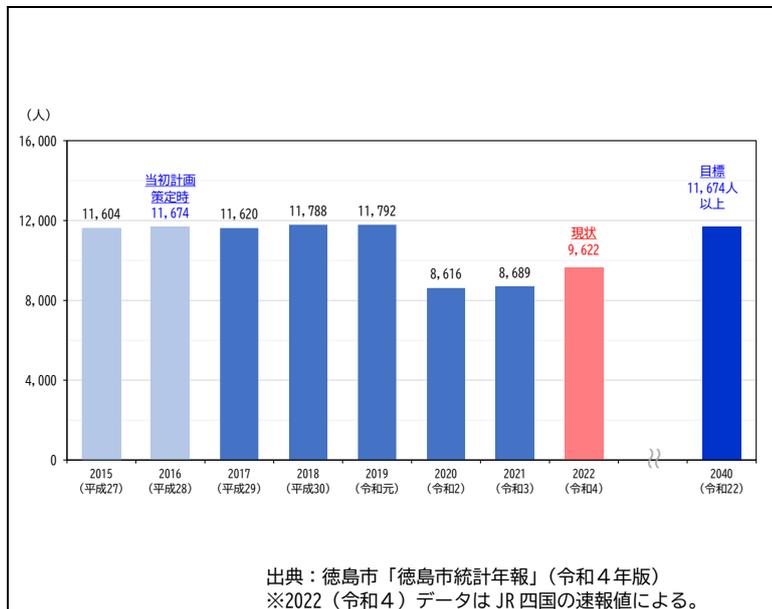
・ 検討、計画段階の取組がある中で、2020年（令和2年）時点で当年の目標推移53.2人/haを上回る53.7人/haとなっています。

#### ◆実施中の主な取組

- ・ 公共施設の集約化・複合化
- ・ 空き店舗の利活用の促進（空き店舗の改装支援など）
- ・ 地域産業の振興
- ・ 徳島市地域公共交通網形成計画の推進
- ・ 仕事と子育てが両立できる環境づくり（利用者支援事業など）
- など

出典：総務省「国勢調査」（2020年（令和2年）の人口）  
 国立社会保障・人口問題研究所  
 「日本の地域別将来推計人口（2018年（平成30年）推計）」  
 （2040年（令和22年）の推計人口）

公共交通に関する評価指標	当初計画策定時 (2016年)	現状(速報値) (2022年)	目標 (2040年)
居住促進区域内の鉄道駅の1日平均乗車人員(9駅の合計) ※吉成駅を除く。	11,674人	9,622人	11,674人以上

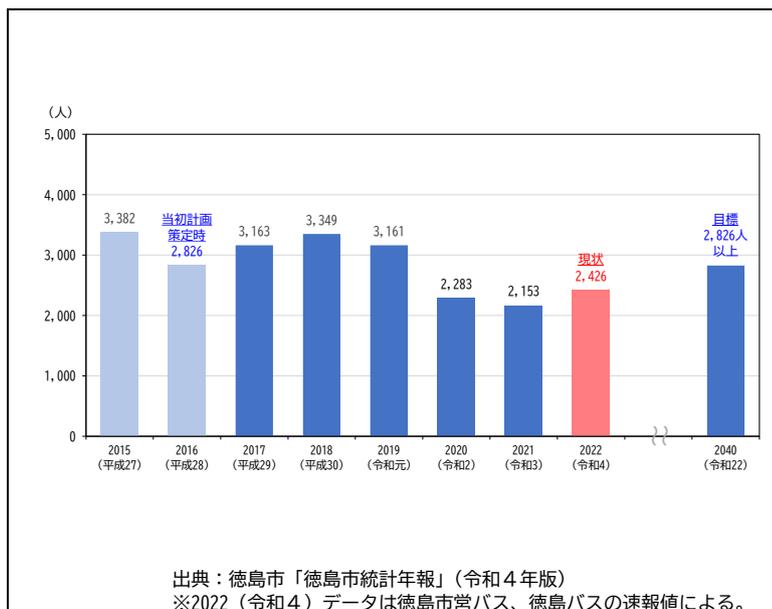


・各種取組を進め、2018年(平成30年)及び2019年(令和元年)は目標を上回っていましたが、新型コロナウイルス感染症によって、人の移動の自粛・制限が求められ、交通需要が大きく縮小したことから2020年(令和2年)から2021年(令和3年)は大きく減少しました。2022年(令和4年)は回復傾向にあります。9,622人と当初計画策定時の値を下回っています。

◆実施中の主な取組

- ・徳島市地域公共交通網形成計画の推進
- ・公共交通などのバリアフリー化など

公共交通に関する評価指標	当初計画策定時 (2016年)	現状(速報値) (2022年)	目標 (2040年)
居住促進区域内の循環バス路線の1日平均輸送人員(中央循環線・東部循環線・南部循環線の合計)	2,826人	2,426人	2,826人以上



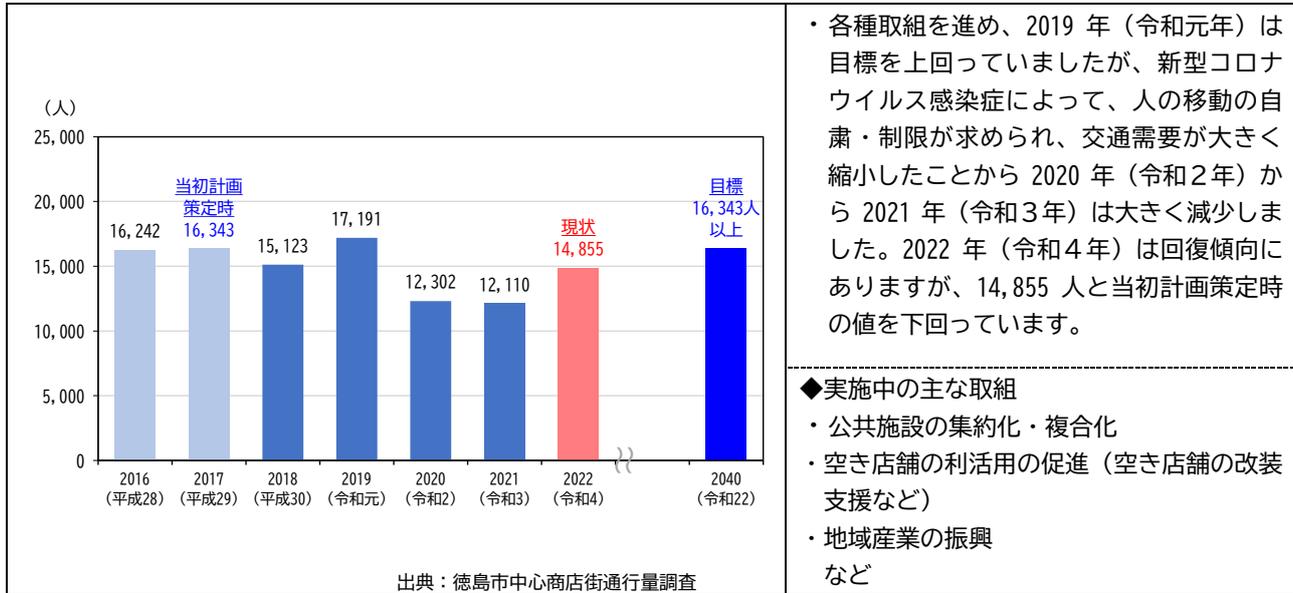
・各種取組を進め、2019年(令和元年)までは目標を上回っていましたが、新型コロナウイルス感染症によって、人の移動の自粛・制限が求められ、交通需要が大きく縮小したことから2020年(令和2年)から2021年(令和3年)は大きく減少しました。2022年(令和4年)は回復傾向にあります。2,426人と当初計画策定時の値を下回っています。

◆実施中の主な取組

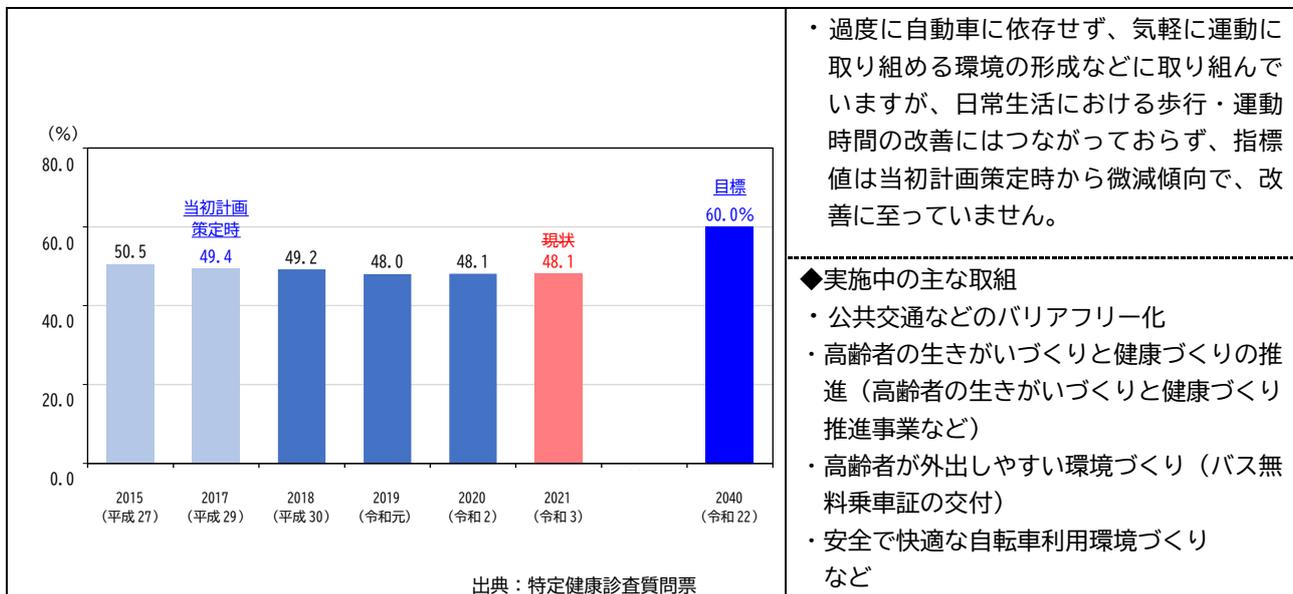
- ・徳島市地域公共交通網形成計画の推進
- ・公共交通などのバリアフリー化
- ・高齢者が外出しやすい環境づくり(バス無料乗車証の交付)など

## (2) まちづくりの方針を踏まえた評価指標

方針① 県の拠点都市に相応しい都市機能を集積し、人の交流（にぎわい）を創出するまちづくり			
評価指標	当初計画策定時 (2017年)	現状 (2022年)	目標 (2040年)
中心商店街の歩行者通行量 (平日と休日の平均)	16,343人	14,855人	16,343人以上



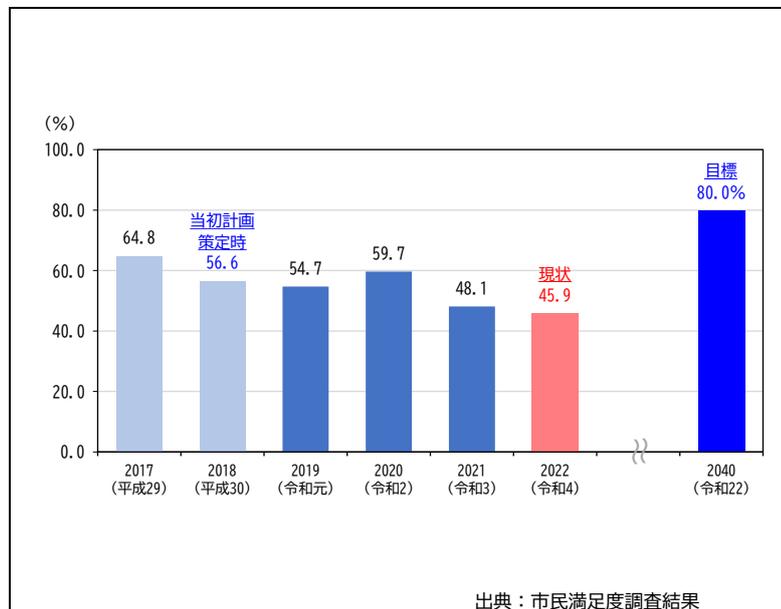
方針② 市民が生涯を通じ、元気に活躍できるまちづくり			
評価指標	当初計画策定時 (2017年)	現状 (2021年)	目標 (2040年)
日常生活において、歩行・運動を1日1時間以上実施する人の割合	49.4%	48.1%	60.0%



方針③

子育て世代が働きながら、安心して子育てできるまちづくり

評価指標	当初計画策定時 (2018年)	現状 (2022年)	目標 (2040年)
出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合	56.6%	45.9%	80.0%



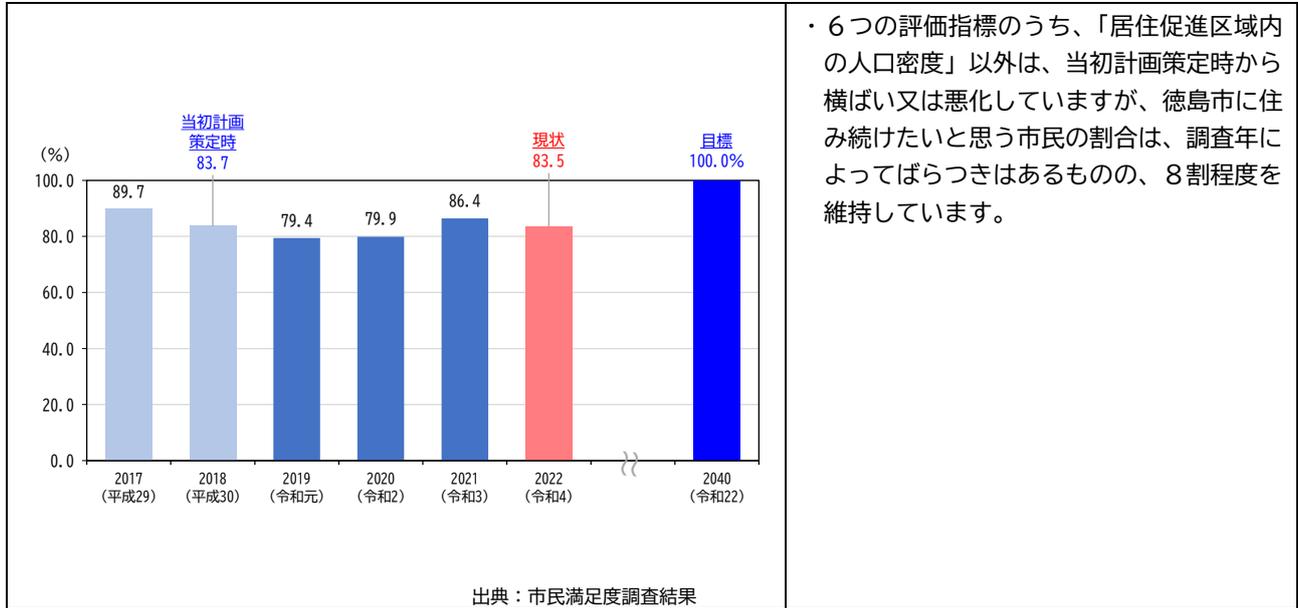
・教育・保育施設の再編や安心して快適に暮らせる環境整備などに取り組んでいますが、2022年（令和4年）時点で45.9%と、当初計画策定時の値を下回っています。

◆実施中の主な取組

- ・公共施設の集約化・複合化
- ・教育・保育環境の充実（認定こども園の普及促進）
- ・仕事と子育てが両立できる環境づくり（利用者支援事業）など

### (3) 期待される効果

期待される効果	当初計画策定時 (2018年)	現状 (2022年)	目標 (2040年)
徳島市に住み続けたいと思う 市民の割合	83.7%	83.5%	100%



・6つの評価指標のうち、「居住促進区域内の人口密度」以外は、当初計画策定時から横ばい又は悪化していますが、徳島市に住み続けたいと思う市民の割合は、調査年によってばらつきはあるものの、8割程度を維持しています。

### (4) まとめ

- ・居住に関する評価指標である「居住促進区域内の人口密度」については、計画で設定していた目標値に対する目標推移は上回っていますが、公共交通に関する評価指標である「居住促進区域内の鉄道駅の1日平均乗車人員」、「居住促進区域内の循環バス路線の1日平均輸送人員」は、減少する結果となっています。
- ・まちづくりの3つの方針を踏まえた評価指標である、方針①「中心商店街の歩行者通行量（平日と休日の平均）」、方針②「日常生活において、歩行・運動を1日1時間以上実施する人の割合」、方針③「出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合」では、すべての指標で計画策定時に設定した目標値を下回っています。
- ・期待される効果としての「徳島市に住み続けたいと思う市民の割合」は、計画策定時の8割程度を維持しています。
- ・集約型都市構造の構築に向け、様々な施策に取り組んでいますが、「コロナ禍での価値観の変化」や「多様な暮らし方・働き方」、それに伴う「社会情勢の変化」などが要因となり、評価指標の現状値の多くが、減少傾向となっていると考えられます。
- ・今後は、総合的かつ計画的に施策を推進するために「徳島市立地適正化実施計画」で設定している「具体的な取組」のうち、既に実施中の取組については、現状の課題を踏まえ、更なる推進を図るとともに、計画・検討段階等の取組については、実施に向けて進めていきます。あわせて、このたびの改定に伴い新たな取組についても推進していきます。
- ・新町西地区市街地再開発事業の実施のほか、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間とした「都市再生整備計画」に位置づけた国の支援措置である「都市構造再編集集中支援事業」を活用し、事業に対する支援等も引き続き推進します。

**議第251号**

**徳島市立地適正化計画の改定について**

徳島市立地適正化計画を次のように改定する。

徳島市立地適正化計画（素案）は、別冊のとおり。

## 徳島市都市計画審議会条例

昭和44年12月25日

条例第58号

改正 昭和52年6月30日条例第26号

平成12年3月31日条例第23号

平成21年3月26日条例第2号

令和3年3月26日条例第1号

令和3年6月30日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第3項の規定に基づき、徳島市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（全部改正〔平成12年条例23号〕）

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命又は委嘱する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 5人以内

(2) 本市議会の議員 5人以内

2 市長は、前項に規定する者のほか、次に掲げる者のうちから、審議会を組織する委員を任命又は委嘱することができる。

(1) 関係行政機関の職員 3人以内

(2) 本市の住民 1人

3 第1項第1号並びに前項第1号及び第2号につき任命又は委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（一部改正〔平成12年条例23号・令和3年条例21号〕）

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を若干人置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命又は委嘱する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(一部改正〔平成12年条例23号〕)

(会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命又は委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成12年条例23号・令和3年条例21号〕)

(議事)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(一部改正〔平成12年条例23号・令和3年条例21号〕)

(書面による審議)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(追加〔令和3年条例21号〕)

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、本市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(一部改正〔平成12年条例23号〕)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(追加〔平成12年条例23号〕，一部改正〔平成21年条例2号・令和3年1号〕)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔昭和52年条例26号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年徳島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(「次のよう」は省略)

附 則(昭和52年6月30日条例第26号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月30日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月30日から施行する。

## 徳島市都市計画審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市都市計画審議会条例（昭和44年徳島市条例第58号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、徳島市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 会長は審議会の会議（以下「会議」という。）を招集する場合には、あらかじめ審議事項、開催の日時及び場所を定めて開催日の3日前までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第3条 条例第2条第2項第1号に掲げる関係行政機関の職員である委員は、やむを得ない事情がある場合は、その職務を代理する者を出席させることができる。

(議長)

第4条 会議の議長は、会長をもって充てる。

(会議の開閉等)

第5条 会議の開会、閉会、中止又は休憩は議長が宣告する。

2 会議の時間は午前10時から午後5時までとする。

3 議長は必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開するものとする。ただし、徳島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1号）第25条ただし書各号に掲げる場合は、会長は公開の可否について、審議会に諮って決定するものとする。

2 会議の公開に関し必要な事項は、徳島市都市計画審議会公開細則に定める。

(議案の宣告)

第7条 議長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(議案の説明等)

第8条 議長は必要があると認めるときは、幹事に議案の朗読をさせ、又は関係職員に説明を求めることができる。

(発言)

第9条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を得て発言しなければならない。

2 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

(質疑、討論及び表決)

第10条 議長は、議題についての質疑及び討論が終わったときにおいて、表決を採ろうとするときは、その議題を宣告するものとする。

2 表決の方法は、挙手及び起立の2種とし、いずれの方法を用いるかは議長が定める。

3 議長は、表決の結果を宣告する。

(会議録)

第11条 議長は、幹事に会議録を作成させ、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載させるものとする。

2 会議録には、議長が会議のはじめに指名した2人の委員が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、議長は、条例第6条に規定する書面による審議があったときは、審議会の幹事に当該審議に係る委員の意見を付した報告書を作成させるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審議会に必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

## 徳島市都市計画審議会公開細則

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島市都市計画審議会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、徳島市都市計画審議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定める。

(会議の開催の周知)

第2条 会議の開催の周知は、徳島市のホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

2 周知の内容は、会議の名称、日時、場所、議題、傍聴申込みの受付期間その他必要な事項とする。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴ができる者は、徳島市情報公開条例第5条第1号から第4号までに該当する者のほか、会議の傍聴を必要とする理由を明示して希望する者とする。

2 会議の傍聴を希望する者は、前条の規定により周知された手続により申し込むものとする。

3 傍聴人は、受付期間内に申込みのあった者の中から決定するものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、10人以内とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超える場合は、抽選によって傍聴人を決定する。

(会議場へ入場できない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴人として会議場へ入場することができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、哄笑しその他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長がその会議について非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人が、この細則に定める規定に違反し、是正指導に従わず、会長が退場を命じたとき。

(報道関係者の取扱)

第10条 徳島市市政記者クラブに加盟する社の記者その他の会長が報道関係者と認める者（以下「報道関係者」という。）は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第6条から前条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。ただし、報道関係者は、第7条の規定にかかわらず、議案の審議に入るまでの間に限り、写真やビデオ等の撮影、録音等を行うことができる。

(会議録の公表)

第11条 会議録の内容は、原則として公表するものとする。ただし、徳島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報については、公表しないものとする。

附 則

この細則は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年6月30日から施行する。

## 徳島市都市計画審議会委員名簿

令和5年6月1日

区 分	氏 名	役 職 名	備 考
徳島市都市計画審議会条例 第2条第1項第1号委員 (学識経験者)	あべ かずひで 阿部 和英	徳島商工会議所会頭	
	おくしま まさし 奥嶋 政嗣	徳島大学大学院教授	
	ながもと よしこ 永本 能子	弁護士	
	かわひと やすひろ 川人 泰博	徳島市農業委員会会長	
	こうげん まゆみ 高源 真由美	建築士	
徳島市都市計画審議会条例 第2条第1項第2号委員 (市議会議員)	どい しょういち 土井 昭一	徳島市議会議員	
	ふるた みちよ 古田 美知代	徳島市議会議員	
	たけち ひろゆき 武知 浩之	徳島市議会議員	
	いのうえ たけし 井上 武	徳島市議会議員	
	おか こうじ 岡 孝治	徳島市議会議員	
徳島市都市計画審議会条例 第2条第2項第1号委員 (関係行政機関)	せき けんたろう 関 健太郎	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所長	
	とくなが まさひこ 徳永 雅彦	徳島県県土整備部東部県土整備局長	
	ふなもと よしてる 船本 佳輝	徳島県警察本部交通部長	
徳島市都市計画審議会条例 第2条第2項第2号委員 (本市の住民)	しまだ かずお 島田 和男	徳島市コミュニティ連絡協議会会長	
幹 事	永戸 彰人	企画政策部長	
	浦 聡明	経済部長	
	森 久寿	都市建設部長	